

# 道有林野産物協定販売実施要領

平成21年3月19日 道有林884号  
各森づくりセンター所長あて 森林環境局長

〔沿革〕 平成22年3月29日道有林第799号 平成24年2月28日道有林第669号 平成25年12月10日道有林第637号  
平成27年3月31日道有林第857号 平成29年5月9日道有林第123号 平成31年4月24日道有林第135号改正  
令和3年4月1日道有林第10号改正 令和5年4月5日道有林第21号改正

## 第1 趣旨

道産木材の需要拡大や安定供給体制の構築等に資することを目的として、素材生産業者や木材加工業者等と道有林材の安定供給に関する協定を締結し、計画的に立木の販売を行う事業(以下「協定販売」という。)に関する取扱いについては、「北海道有林野の産物売払規則」(昭和36年1月19日規則第9号)その他法令に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

## 第2 概要

協定販売の概要については、次のとおりである。

- 1 総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)は、道産木材の需要拡大や安定供給体制の構築等につながる地域のニーズや取組みを把握する。
- 2 総合振興局長等は、地域のニーズ等に応えるため、道有林材を安定的に供給することにより一定の成果が見込まれる場合は協定販売を実施することとし、当該協定販売の趣旨に賛同し当該協定の対象となる森林(以下「協定森林」という。)の立木を購入する素材生産業者等を公募する。
- 3 総合振興局長等は、公募した素材生産業者等の中から、最良の企画提案をした者と立木の売買契約に係る協定(以下「協定」という。)を締結する。
- 4 総合振興局長等は、協定に基づき、当該素材生産業者と立木の売買契約を締結する。

## 第3 協定販売の実施要件

協定販売は、次の1又は2に該当する場合に実施できるものとする。

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合。
  - (1) 木質バイオマス用材として有効活用を図る場合
  - (2) 木材の付加価値を高める新たな技術を活用・開発し、道産木材の需要や販路の拡大を図る場合
  - (3) 森林認証材など広域的な地域のブランド材を普及・開発し、道産木材の需要促進を図る場合
  - (4) 公共建築物や店舗、住宅等の建築に使用するなど地材地消を図る場合
  - (5) 一般民有林と連携して共同施業や共同出荷を行う場合
  - (6) 道産建築材の供給拡大を図る場合
  - (7) その他総合振興局長等が特に必要と認める場合
- 2 次のいずれかの者から前項(2)～(4)、(6)に関する協定販売実施願(別記第1号様式)の提出があり、当該実施願に基づいて総合振興局長等が協定販売を実施することが適当と認める場合。
  - (1) 木材加工業者  
素材(丸太)から一般製材、単板、合板又は集成材等の木材・木製品等

を製造する者

(2) 地域材ユーザー

道産木材を活用して公共建築物や市町村営住宅等を建てようとする地方公共団体及び設計・施工事業者、又は道産木材を活用した店舗や住宅等を建てようとする設計・施工事業者等

#### 第4 協定販売実施計画書

1 総合振興局長等は、協定販売を行おうとするときは、次の事項を定めた協定販売実施計画書（別記第2号様式）を作成するものとする。なお、第3の1の（7）により協定販売を行おうとする場合は、予め水産林務部長に協議するものとする。

(1) 協定販売の目的

(2) 対象地域

(3) 協定森林

(4) 協定期間

(5) その他総合振興局長等が必要と認める事項

2 総合振興局長等は、協定販売実施計画書を作成したときは、その写しを水産林務部長に提出するものとする。

#### 第5 公告

1 総合振興局長等は、協定販売を行おうとするときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 公告文(別記第3号様式)

(2) 企画提案説明書(別紙1)

(3) 企画提案書作成要領(別紙2)

(4) 企画提案書(別記第4号様式その1～その4)

(5) 協定販売に関する協定書(別記第6号様式その1又はその2)の案

(6) 売買契約書の案

(7) 協定森林のうち、標準的な伐採箇所を1箇所以上選定し、当該箇所を買い受けると仮定した場合の買受価格の積算に必要な資料

(8) その他必要な事項

2 公告は、道のホームページ、掲示板その他の方法により周知するものとし、公告期間はおおむね15日(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含む。)とする。

#### 第6 企画提案に参加する者に必要な資格

企画提案に参加できる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、第3の1の(2)～(4)、(6)のいずれかによる協定販売の場合は、素材生産業者及び木材加工業者との共同申請によるものとし、当該素材生産業者は1～8の要件を、当該木材加工業者は3～5及び8の要件を満たす者とする。

1 北海道内に本店、支店又は営業所等を有すること。

2 「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」(昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通知)第2の1の(3)に規定する資格の種類で「林産物売払い」の資格(以下「入札参加資格」という。)を有しているこ

- と。
- 3 「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納長通知）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
  - 5 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - 6 北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日付け林業木材第651号林業木材課経営育成担当課長通知）第3の規定による資格を有していること。
  - 7 事業協同組合として参加する場合は、構成員と重複していないこと。
  - 8 その他総合振興局長等が必要と認めるもの。

## 第7 企画提案書の提出及び審査

### 1 企画提案書の提出

第5の公告に応じ協定の締結を希望する者は、公告期間の最終日までに企画提案書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

### 2 企画提案書の内容

企画提案書には、次の事項を記載しなければならない。なお、(3)のエの記載に当たっては、同項ア～ウ以外の内容について、総合振興局長等が地域課題の解決に向けた提案をさせることができるものとする。

#### (1) 事業実施体制・遂行能力

#### (2) 買受希望参考価格

#### (3) 提案内容

ア 協定販売の目的を達成するための取組み  
(伐採木の利用・流通に係る取組みを含む。)

イ 生産性の向上

ウ 環境への配慮

エ その他

#### (4) 事業計画

#### (5) その他総合振興局長等が必要と認める事項

### 3 企画提案書の変更

企画提案書の提出期限後の記載内容の変更は認めない。

### 4 審査

#### (1) 参加資格の審査

総合振興局長等は、第6の各号に掲げる要件に基づき企画提案書を提出した者の参加資格について審査しなければならない。

#### (2) 企画提案書の審査

ア 総合振興局長等は、協定を締結する者を選定するときは、別に定めるところにより、協定販売審査会(以下「審査会」という。)を設置しなければな

らない。

イ 審査会は、企画提案書が提出されたときは、企画提案書の提出期限の翌日から起算して7日(休日を含む。)以内に審査を行い、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定するとともに、企画提案者全員に審査結果(別記第5号様式)を通知し、道のホームページや掲示板、その他の方法により審査結果及び特定者名を公表するものとする。

## 第8 協定の締結

1 総合振興局長等は、企画提案書の提案内容及び事業計画を基本として、次の場合に従って各々協定を締結しようとする者と協定の内容を協議した上で、第7の4の(2)の審査結果を通知した日から起算して14日(休日を含む。)以内に「協定販売に関する協定書」(以下「協定書」という。)((1)、(2)、(4)又は(5)にあっては別記第6号様式その1、(3)にあっては別記第6号様式その2)により協定を締結するものとする。

(1) 第3の1の(1)に該当する場合

特定者(素材生産業者)

(2) 第3の1の(2)~(4)、(6)のいずれかに該当する場合

特定者(素材生産業者及び木材加工業者)

(3) 第3の1の(5)に該当する場合

特定者(素材生産業者)、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)

(4) 第3の1の(7)に該当する場合

特定者(素材生産業者)及び総合振興局長等が必要と認める者

(5) 第3の2に該当する場合

特定者(素材生産業者、及び木材加工業者又は地域材ユーザー)

2 協定期間は3年以内とし、原則として期間の延長はできないものとする。

3 総合振興局長等は、協定を締結したときは、協定書の写しを水産林務部長に提出するものとする。

## 第9 協定の解除

総合振興局長等は、協定の締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、協定の解除によって協定を締結した者(以下「協定締結者」という。)が被るいかなる損害も補償しないものとする。

1 協定締結者が協定内容に従わなかったとき

2 協定締結者(素材生産業者)が協定に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき

3 協定締結者(素材生産業者)が総合振興局長等の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき

4 協定締結者(素材生産業者)が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき

5 協定締結者(素材生産業者)が第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなるとき

6 協定締結者(木材加工業者又は地域材ユーザー)が第6の5に定める資格を

満たさなくなるとき

7 その他総合振興局長等が協定の解除が相当であると認めたとき

#### 第10 売買契約の締結

- 1 総合振興局長等は、協定に基づき、協定締結者(素材生産業者)と原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。
- 2 総合振興局長等は、第3の1の(1)～(4)、(6)による協定販売に係る立木の売買契約を締結するときは、用途指定の特約を付すものとする。
- 3 協定森林に係る立木の売買契約の搬出期限は、原則として当該契約締結後1年以内とする。ただし、急激な木材市況の悪化など総合振興局長等がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

#### 第11 実施報告

- 1 各協定締結者は、協定販売の実施結果について次の様式等により取りまとめ、総合振興局長等に提出しなければならない。

協定締結者	様式	提出期限	提出単位
素材生産業者	提案実施報告書(別記第7号様式その1) 事業実績報告書(別記第7号様式その2)	立木の搬出期限	売買契約毎
木材加工業者	事業実績報告書(別記第7号様式その2)	立木の搬出期限	売買契約毎
地域材ユーザー	木材を使用した部位及び数量等を記載し、施行写真等を添付した任意様式	協定期間満了日から1年以内	協定毎

- 2 総合振興局長等は、各協定締結者から前項の様式の提出があった場合は、その写しを水産林務部長に提出するものとする。

#### 第12 評価

- 1 総合振興局長等は、協定締結者(素材生産業者)から前項に基づく様式の提出があった場合は、速やかに別に定めるところにより協定販売の実施状況の評価を行い、その結果を協定締結者(素材生産業者)に通知するとともに、必要に応じて指導・助言を行うものとする。
- 2 総合振興局長等は、前項の評価を行った場合は、その写しを水産林務部長に提出するものとする。

## 協定販売実施願

●●(総合)振興局長 様

提出者 会社名  
所在地  
代表者名  
電話番号

次により、協定販売の実施をお願いします。

## 1 目的等

(協定販売の実施を希望する背景や目的、木材の利用方法等について、記載してください。)

## 2 必要とする木材の種類及び数量

年度※1	樹種※2	径級 (大・中・小径木など)	製品数量※3 (立木数量)	備考
			m3 ( m3)	
			m3 ( m3)	
			m3 ( m3)	

※1最大3ヵ年の申請が可能です。

※2 最終的に必要とする製品の量を、m3単位で記載してください。予想歩止り等がわかる場合は、換算後の立木数量についても記載してください。(換算の一例:製材材積×2=丸太材積、丸太材積×1.5=立木材積)

## 3 売払いを希望する地域

(地材地消を目的とする場合は、伐採を希望する地域(市町村など)について記載してください。林小班の指定はできません。)

## 4 木材の利用・生産・販売計画

(建築会社等にあつては利用計画を、木材加工業者にあつては製品の生産・販売計画を記載してください。)

## 5 木材の納入時期

(素材や製品の納入時期等に関して希望があれば記載してください。)

## 6 協定を締結する木材加工業者

(建築会社等にあつては、丸太を用材加工する木材加工業者とも協定を締結する必要がありますので、その木材加工業者の会社名を記載してください。)

会社名

## 協定販売実施計画書

道有林野産物協定販売実施要領第3の●の●に基づき、次のとおり協定販売を実施する。

1 協定販売の目的等							
2 対象地域							
3 協定森林 <span style="float: right;">単位 面積:ha、本数:本、伐採量:m3</span>							
年度	林小班	面積	樹種	伐採種	本数	立木伐採量	備考
(元号)							
年度	合計						
(元号)							
年度	合計						
(元号)							
年度	合計						
注1 要領第3の1の(5)により協定販売を実施する場合は「備考」に森林所有者等の名称を記載する。							
注2 (元号) 年度以降は概数							
4 協定期間 協定締結の日 ~ (元号) 年 月 日							
5 公告期間 (元号) 年 月 日( ) ~ (元号) 年 月 日( )							
6 企画提案書提出期限 (元号) 年 月 日( )							
7 売買契約における用途指定特約							
8 素材生産業者以外の協定締結予定者							
9 摘要							

注 1 「9摘要」には、総合振興局長等が必要と認める協定書の特約事項等を記載すること。

2 要領第3の2により協定販売を実施する場合は、協定販売実施願の写しを添付すること。

北海道●●(総合)振興局告示第●●号

公 告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、協定の相手方とする手続を実施する。

(元号)●●年●●月●●日

北海道●●(総合)振興局長 ●● ●●

1 企画提案に付す事項

- (1) 事業名 (元号)00年度●●管理区協定販売事業(その●)
- (2) 事業の目的  
(協定販売の目的に応じて記載)
- (3) 対象地域

市町村 字 管理区 林班 (図面参照)

(4) 協定森林

年度	林小班	面積 (ha)	樹種	伐採種	本数(本)	立木伐採量(m <sup>3</sup> )	備考
(元号)							
年度							
(元号)							
年度							
(元号)							
年度							

注)道有林野産物協定販売実施要領(以下「要領」という。)第3の1の(5)により協定販売を実施する場合は「備考」に森林所有者等の名称を記載する。

- (5) 協定期間  
協定締結の日から(元号) 年 月 日まで
- (6) 素材生産業者以外の協定締結予定者  
木材加工業者:  
地域材ユーザー:  
森林所有者等:  
※ 必要に応じて記載する。
- (7) 摘要(総合振興局長等が必要と認める協定書の特約事項等を記載する。)

2 企画提案に参加する者に必要な資格

企画提案に参加できる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、要領第3の1の(2)～(4)のいずれかによる協定販売の場合は、素材生産業者及び木材加工業者との共同申請によるものとし、当該素材生産業者は(1)～(8)の要件を、当該木材加工業者は(3)～(5)及び(8)の要件を満たす者とする。

- (1) 北海道内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (2) 「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」(昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通知)第2の1の(3)に規定する資格の種類で「林産物売払い」の資格(以下「入札参加資格」という。)を有していること。



- (3) 「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」(平成4年9月 11 日付け局総第 461 号 総務部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納長通知)第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされているものについては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 北海道林業事業体登録実施要綱(平成 24 年8月 27 日付け林業木材第 651 号林業木材課経営育成担当課長通知)第3の規定による資格を有していること。
- (7) 事業協同組合として参加する場合は、構成員と重複していないこと。
- (8) その他総合振興局長等が必要と認めるもの。  
※ 要領第3の1の(2)により森林認証材の普及等を目的とした協定販売を実施する場合は、「素材生産等に関する CoC 認証を取得していること。」を追加すること。

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

名称 北海道●●(総合)振興局●●森林室森林整備課森林整備係 担当:●●

所在地 ●●市●●町●● (〒000-0000)

電話番号 000-000-0000 ファクシミリ 000-0000-0000

#### (2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 (元号) 年 月 日( ) 必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出書類 別記4号様式に定める「企画提案書」

エ 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)により、1 部を提出

#### (3) 本事業に関する関係資料の閲覧及び複写貸出し

ア 期間 (元号) 年 月 日( )まで

イ 場所 (1)に同じ

#### (4) 現場説明

現場説明は随時行うので、希望者は(1)の問合せ先まで連絡すること。

### 4 参加資格及び企画提案書の審査

企画提案に参加する者の資格を審査するとともに、当該資格があると認められる者が提出した企画提案書を審査する。

### 5 最良の提案をした者の選定方法

道が予め定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書の内容及び直近に実施した協定販売又は長期安定供給販売の実績評価について審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。審査結果は、企画提案者全員に通知するとともに、道のホームページ等により公表する。

### 6 協定締結

特定者を協定締結の相手方に決定したときは、「協定販売に関する協定書」(別記第6号様式その●●)に従って協定を締結する。

### 7 売買契約の締結

総合振興局長等は、前項の協定に基づき、協定締結者(素材生産業者)と原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。なお、当該売買契約書に用途指定の特約を付す場合がある。

### 8 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 企画提案に参加する者に必要な資格を有さない者の提出した企画提案書は、無効とする。

(3) 詳細は、別添の企画提案説明書による。

## 企画提案審査結果通知書

●●●第 号  
(元号) 年 月 日(会社名)  
(代表者氏名) 様

●●(総合)振興局長 ●● ●●

次の事業に係る企画提案書を厳正に審査した結果、次のとおりとしましたので通知します。  
なお、採用者については、今後、本事業に係る協定を締結しますので、担当者からの連絡をお待ちください。

公告日	(元号) 年 月 日
事業名	(元号)00年度●●管理区協定販売事業(その●)
企画提案書 審査結果	採用 ・ 不採用

担当

○○(総合)振興局森林室森林整備課  
主査○○ 電話：○○-○○

協定販売に関する協定書

協定販売に関し、●●(総合)振興局長(以下「甲」という。)、●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)、●●●●●●●●●●(以下「丙」という。)、●●●●●●●●●●(以下「丁」という。)は、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日 まで下記により協定する。

この協定を証するため本書●通を作成し、甲乙丙丁●者記名押印の上、各自1通を保有する。

(元号) 年 月 日

甲 北海道●●(総合)振興局長 (印)

乙(素材生産業者)
住所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

丙(木材加工業者)
住所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

丁(地域材ユーザー)
住所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

第1条 この協定の目的は別記1のとおりとし、甲、乙、(丙又は丁)は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく立木の販売計画を別記2のとおり定めるとともに、当該立木の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される立木の購入に努めるとともに、その利用及び加工・流通等に係る取組みについて、別紙の協定森林整備計画書に基づき実行するものとする。

第4条 乙は丙に対し丙が必要とする素材(丸太)を供給するよう努めるものとする。

第5条 (丙は丁に対し丁が必要とする木材製品を供給するよう努めるものとする。)

第6条 甲と乙は、この協定に基づき原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。

第7条 前条の売買契約に定める立木の搬出期限は、原則として契約後1年以内とする。

第8条 甲は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって乙、(丙又は丁)が被るいかなる損害も補償しない。

- (1) 乙、(丙又は丁)が協定書の内容に従わなかったとき
(2) 乙が協定森林に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
(3) 乙が甲の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
(4) 乙が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
(5) 乙が道有林野産物協定販売実施要領(以下「要領」という。)第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなったとき
(6) (丙又は丁が要領第6の5に定める資格を満たさなくなったとき)
(7) その他甲が協定の解除が相当であると認めたとき

第9条

- (1) 乙は、売買契約を行った協定森林を立木のまま譲渡又は転売してはならない。
(2) (その他甲が必要と認める特約事項)

第10条 乙、(丙又は丁)は要領第11の1に基づき、この協定に基づく協定販売の実施結果について甲に報告を行うものとする。

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙、(丙又は丁)が協議して決定する。

(別記1) 協定の目的

[Blank box for 別記1 協定の目的]

(別記2) 協定森林に係る立木販売計画

Table with 8 columns: 年度, 林小班, 樹種, 伐採種, 面積(ha), 本数(本), 立木伐採量(m³), 備考. Rows include (元号)年度 and 年度合計 for multiple years.

※( )は必要に応じて加除する。

### 協定販売に関する協定書

協定販売に関し、●●(総合)振興局長(以下「甲」いう。)、●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)、●●●●●●●●●●(以下「丙」という。)は、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで下記により協定する。  
この協定を証するため本書3通を作成し、甲乙丙三者記名押印の上、各自1通を保有する。

(元号) 年 月 日

甲 北海道●●(総合)振興局長 ⑩

乙(森林所有者等)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩

丙(素材生産業者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩

第1条 この協定の目的は別記1のとおりとし、甲、乙及び丙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく立木の販売計画を別記2のとおり定めるとともに、当該立木の安定供給に努めるものとする。

第3条 丙は、前条の計画に基づき供給される立木の購入に努めるとともに、その利用及び加工・流通等に係る取組みについて、別紙の協定森林整備計画書に基づき実行するものとする。

第4条 甲と丙は、この協定に基づき原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。

第5条 乙と丙は、この協定に基づき原則として立木の売買契約を締結するものとする。

第6条 甲又は乙は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって乙又は丙が被るいかなる損害も補償しない。

- (1) 甲、乙又は丙が協定書の内容に従わなかったとき
- (2) 丙が協定森林に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- (3) 丙が甲又は乙の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 丙が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- (5) 丙が道有林野産物協定販売実施要領(以下「要領」という。)第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなったとき
- (6) その他甲又は乙が協定の解除が相当であると認めたとき

第7条

- (1) 丙は、買い受けた物件を立木のまま譲渡又は転売してはならない。
- (2) (その他甲又は乙が必要と認める特約事項)

第8条 丙は、要領第11の1に基づき、この協定に基づく協定販売の実施結果について甲に報告を行うものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して決定する。

(別記1) 協定の目的

(別記2) 協定森林に係る立木の販売計画

年度	所有者	林小班	面積(ha)	樹種	伐採種	本数(本)	立木伐採量(m <sup>3</sup> )	備考
(元号)								
年度								
(元号)								
年度								
(元号)								
年度								

※( )は必要に応じて加除する。

1 取組内容

(1)協定販売の目的を達成するための取組み(伐採木の利用・流通に係る取組を含む。)
(2)生産性の向上(施業集約化・効率化によるコスト縮減、造材作業システムの工夫、枝条整理等)
(3)環境への配慮(残存木の保全、集材路の土砂流出対策、路網の使用、生物多様性保全等)
(4)その他

## 協定森林整備計画書

## 2 事業計画

年度	素材生産計画							製品加工計画(共同申請の場合のみ)					
	材種	樹種	納入 予定先	用途 (概略)	用途 番号	納入 予定 数量	備考	用途 番号	最終製品 (詳細)	原木消費 (受入) 予定量	最終製品 生産予定量	備考	
(元号) 年度	一般材												
		計											
	パルプ												
		計											
	その他												
		計											
	合計												
	(元号) 年度	一般材											
計													
パルプ													
		計											
その他													
		計											
合計													
(元号) 年度		一般材											
	計												
	パルプ												
		計											
	その他												
		計											
	合計												

注) 「素材生産計画」における「用途」と、「製品加工計画」における「最終製品」との関連がわかるよう共通する「用途番号」を付して下さい。

## 企画提案説明書

## 1 事業概要

- (1) 事業の趣旨  
(協定販売の目的に応じて記載)
- (2) 事業名  
(元号)●●年度●●管理区協定販売事業(その●)
- (3) 事業概要
  - ア ●●(総合)振興局長は、(協定販売の目的に応じて記載)素材生産業者を公募する。
  - イ ●●(総合)振興局長は、公募した素材生産業者の中から、最良の企画提案をした者(以下「特定者」という。)と協定森林を対象として立木の売買契約を行う協定を締結する。
  - ウ ●●(総合)振興局長は、協定に基づき、協定締結者(素材生産業者)と売買契約を締結する。
- (4) 協定期間  
協定締結の日から(元号) 年 月 日まで
- (5) 素材生産業者以外の協定締結予定者  
木材加工業者：  
地域材ユーザー：  
森林所有者等：  
※ 必要に応じて記載する。

## 2 企画提案等の審査基準

- (1) 事業実施体制・遂行能力
  - ア 協定に基づき事業を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な事業実施体制が整っているか。
  - イ 労働安全衛生対策が適切に行われているか。
  - ウ ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいるか。
- (2) 買受希望参考価格  
立木の買受希望価格(売上単価及び事業費単価の積算)は、適切なものとなっているか。
- (3) 提案内容  
企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。
  - ア 協定販売の目的を達成するための取組み(伐採木の利用・流通に係る取組みを含む。)  
(提案させる内容に応じて、総合振興局長等が定める。)
  - イ 生産性の向上  
素材生産システムの工夫など低コスト化に向けた取組みは、適切なものとなっているか。
  - ウ 環境への配慮  
残存木の保全や、素材生産による河川の汚濁防止、生物多様性の保全等に向けた取組みは、適切なものとなっているか。
  - エ その他  
道有林の整備や道政の推進、地域への貢献等に資する取組みとなっているか。また、●●総合振興局長等が地域課題の解決に向けた提案をさせたものがある場合は、その取組みが適切なものとなっているか。
- (4) 実績評価  
道有林において、直近に実施した協定販売又は長期安定供給販売に係る事業は、適切に行われていたか。

## 3 協定の締結

- (1) ●●(総合)振興局長は、企画提案書の提案内容及び事業計画を基本として次の者と協定の内容を協議した上で、審査結果を通知した日から起算して 14 日(休日を含む。)以内に「協定販売に関する協定書」(以下「協定書」という。)により協定を締結する。  
特定者、(共同申請者又は木材加工業者名)、(建築会社名)、(森林所有者等)
- (2) 協定期間は●年とし、原則として期間の延長はできないものとする。
- (3) ●●(総合)振興局長は、協定を締結するに当たり、協定締結者は、売買契約を行った協定森林を立木のまま譲渡又は転売してはならない旨の特約を付す。

#### 4 協定の解除

●●(総合)振興局長は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって協定締結者が被るいかなる損害も補償しないものとする。

- (1) 協定締結者が協定内容に従わなかったとき
- (2) 協定締結者(素材生産業者)が協定に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- (3) 協定締結者(素材生産業者)が●●(総合)振興局長(又は●●(森林所有者等))の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 協定締結者(素材生産業者)が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- (5) 協定締結者(素材生産業者)が道有林野産物協定販売実施要領第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなったとき
- (6) 協定締結者(木材加工業者又は地域材ユーザー)が道有林野産物協定販売実施要領第6の5に定める資格を満たさなくなったとき
- (7) その他●●(総合)振興局長が協定の解除が相当であると認めたとき

※ 森林所有者等に係る記載は、要領第3の1の(5)による協定販売を行う場合に記載する。

#### 6 売買契約の締結

- (1) ●●(総合)振興局長(又は●●(森林所有者等))は、協定に基づき、協定締結者(素材生産業者)と原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。
- (2) 協定森林の売買契約に係る立木の搬出期限は、道有林にあっては原則として売買契約締結後1年以内(●●(森林所有者等)にあっては原則として●年以内)とする。ただし、急激な木材市況の悪化など●●(総合)振興局長(又は●●森林所有者等))がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

※ 森林所有者等に係る記載は、要領第3の1の(5)による協定販売を行う場合に記載する。

#### 7 実施報告

協定締結者は、協定販売の実施結果について次の様式等により取りまとめ、●●(総合)振興局長に提出しなければならない。

協定締結者	様式	提出期限	提出単位
素材生産業者	提案実施報告書(別記第7号様式その1) 事業実績報告書(別記第7号様式その2)	立木の搬出期限	売買契約毎
木材加工業者	事業実績報告書(別記第7号様式その2)	立木の搬出期限	売買契約毎

#### 8 評価

●●(総合)振興局長は、前項に基づく様式の提出があった場合は、速やかに別に定めるところにより協定販売の実施状況について評価を行い、その結果を協定締結者(素材生産業者)に通知するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

#### 9 その他

- (1) ●●(総合)振興局長は、協定締結者となる素材生産業者と木材加工業者又は地域材ユーザーとの間の素材(丸太)や木材製品の取引に関する斡旋、仲介又は介入等は一切行わない。
- (2) 本事業に関する詳細は、道有林野産物協定販売実施要領による。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査に係る事務手続き以外に使用しない。ただし、公平性や透明性、客観性を確保するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。
- (5) 素材(丸太)や木材製品の納入価格等の諸条件については、企画提案書の提案前に協定締結予定者である次の者に問い合わせること。

木材加工業者:

000-0000 北海道●●市●●

●●木材工業株式会社 担当:●●

電話:000-0000-0000 FAX:000-0000-0000

地域材ユーザー:

000-0000 北海道●●市●●



●●建築株式会社 担当:●●

電話:000-0000-0000 FAX:000-0000-0000

※ 必要に応じて記載する。

## 企画提案書作成要領

### 1 様式等

- (1) 企画提案書の様式は、別紙の標準様式によるものとしますが、定められた事項が網羅されている範囲内で、様式を変更しても差し支えありません。
- (2) 用紙の規格は、A4版とします。
- (3) 文章を補完するために、写真、イラスト等を使用することができます。
- (4) 記載内容が定められた様式に収まらない場合は、適宜枚数を増やしても差し支えありません。

### 2 企画提案書作成上の留意事項

#### (1) 事業実施体制・遂行能力

次の項目について、記載日時点で記入してください。

- ① 資本金  
払込済み額を記載してください。
- ② 営業年数  
営業年数を記載してください。
- ③ 従業員数  
通年雇用、季節雇用別に従業員数を記載してください。「通年」とは 1 年以上の期間を継続して雇用しているもの、「季節」とは雇用期間が 1 年未満のものをいいます。
- ④ 素材生産実績  
昨年、及び一昨年に提案者(協同組合の場合は構成員を含む)自らが保有する林業機械を用いて造材した立木材積を記載してください。国有林、道有林、民有林を問わず、請負、下請けによるものも含まれます。
- ⑤ 林業労働者研修修了者登録状況  
申請者の会社に、農林水産省が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業による研修を受講し、同省が備える研修修了者名簿にフォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストワーカー(林業作業士)として登録されている者が在籍する場合は、その人数について記載してください。
- ⑥ 素材生産事業者名  
実際に素材生産を担当する事業者の代表社名、所在地及び入札参加資格を所有している場合は名簿番号を記載してください。企画提案者と素材生産を担当する事業者が同一の場合は記載不要です。
- ⑦ 素材生産体制  
実際に素材生産を担当する事業者が保有する主な高性能林業機械について、伐倒、集材、造材機械別に通称名(ハーベスタ等)及び台数を記載してください。また、それぞれの雇用人数について通年・季節別に記載するとともに、林業労働者に関する研修修了者登録状況について⑤に基づき記載してください。企画提案者と素材生産を担当する会社が同一の場合は、保有林業機械のみを記載してください。
- ⑧ 安全体制・教育の状況  
労働安全衛生体制及び社員教育について実践されていることを記載してください。
- ⑨ 社会貢献活動の実施状況  
ボランティア活動や地域への貢献について実践されていることを記載してください。

#### (2) 買受希望参考価格

公告で提示された協定森林の一部を買い受けると仮定した場合の販売単価、出材量及び事業費単価等を記載してください。

なお、売上単価及び事業費単価の積算は、選考時の評価対象とするとともに、契約時の見積合せの際に参考にします。

#### (3) 提案内容

次の項目について、提案内容を記載してください。

- ① 協定販売の目的を達成するための取組み(伐採木の利用・流通に係る取組みを含む。)
- ② (提案させる内容に応じ、総合振興局長等が定める。)生産性の向上  
素材の生産や流通に係るコストの縮減、新たな造材システムの導入など、施業の集約化・効率化をどのように図るか、具体的に記載してください。

③ 環境への配慮

残存木を傷つけずに保全するための手法や、雨天時の集材路からの土砂流出対策、生物多様性の保全など自然環境に配慮するための提案について、具体的に記載してください。

④ その他

道有林の整備や木育、地域への貢献など、上記に該当しない提案事項を自由に記載してください。また、●●について具体的に記載してください。(総合振興局長等が地域課題の解決に向けた提案をさせた場合。)

(4) 事業計画

次の項目について、協定森林から産出される木材の利用計画を記載してください。

① 素材生産計画

協定森林から産出される材のうち、提案内容に係るものについて、年度別・材種別・樹種別に納入予定先や用途(建築材、バイオマス等)、用途番号、納入予定数量(素材材積)を記載してください。

② 製品加工計画(共同申請の場合のみ)

素材生産計画の用途番号別に、最終製品の詳細(建築用材であれば梁、管柱、間柱、サンギ等)や素材の原木消費(受入)予定量、最終製品の生産予定量(材積)を記載してください。

2. 事業計画

年度	素材生産計画						製品加工計画(共同申請の場合のみ)					
	材種	樹種	納入 予定先	用途 (概略)	用途 番号	納入 予定 数量	備考	用途 番号	最終製品 (詳細)	原木消費 (受入) 予定量	最終製品 生産予定量	備考
(元号) 年度	一般材											
		計										
	ハルブ											
		計										
その他												
計												
合計												
(元号) 年度	一般材											
		計										
	ハルブ											
		計										
その他												
計												
合計												
(元号) 年度	一般材											
		計										
	ハルブ											
		計										
その他												
計												
合計												

年度	素材生産計画						製品加工計画(共同申請の場合のみ)					
	材種	樹種	納入 予定先	用途 (概略)	用途 番号	納入 予定 数量	備考	用途 番号	最終製品 (詳細)	原木消費 (受入) 予定量	最終製品 生産予定量	備考
(元号) 年度	一般材											
		計										
	ハルブ											
		計										
その他												
計												
合計												
(元号) 年度	一般材											
		計										
	ハルブ											
		計										
その他												
計												
合計												
(元号) 年度	一般材											
		計										
	ハルブ											
		計										
その他												
計												
合計												

注)「素材生産計画」における「用途」と「製品加工計画」における「最終製品」との関連がわかるように共通する「用途番号」を付してください。

(元号) 年度協定販売事業(その●)

# 企 画 提 案 書

〇〇(総合)振興局長 様

提案者

会社名

所在地

代表者名

電話番号

1. 事業実施体制・遂行能力

別記第4号様式(その2)

(1)提案者概要

①資本金(万円)		④素材生産実績 (国有林・民有林を 含む)(m3)	昨年度	
②営業年数(年)			一昨年度	
③従業員 数(人)	通年	⑤林業労働者研修 修了者登録状況※	FM:( )人	
	季節		FL:( )人	
			FW:( )人	

※林業労働者に関する研修修了者登録状況
フォレストマネージャー (統括現場管理責任者):FM フォレストリーダー (現場管理責任者):FL フォレストワーカー(林内作業士):FW

⑥素材生産事業者名			
事業体名	代表者名	所在地	入札参加資格名簿番号

⑦素材生産体制				
事業体名	保有林業機械	雇用体制(人)		林業労働者に関する 研修修了者登録状況※
		通年	季節	
				FM:( )人 FL:( )人 FW:( )人
				FM:( )人 FL:( )人 FW:( )人
				FM:( )人 FL:( )人 FW:( )人
				FM:( )人 FL:( )人 FW:( )人

⑧安全体制・教育の状況
-------------

⑨社会貢献活動の実施状況
--------------

2. 買受希望参考価格

立木材積(A)	出材量		丸太販売単価		売上高(F) B×D+C×E	売上単価 F/(B+C)
	一般材(B)	パルプ(C)	一般材(D)	パルプ(E)		
					0	#DIV/0!

事業費単価							事業費(H) (B+C)×G	買受希望参考価格等	
伐倒	集材	造材	積込	運賃	諸経費	合計(G)		価格F-H	単価(F-H)/A
						0	0	0	#DIV/0!

※ こちらに記載した単価等は、選考時及び協定後の見積合せ時の参考として利用します。

※ エクセルファイルで記入する場合は、黄色に着色された部分に入力すると価格が自動計算されます。

## 3. 提案内容(協定事項)

(1)協定販売の目的を達成するための取組み(伐採木の利用・流通に係る取組を含む。)

(2)生産性の向上(施業の集約化・効率化によるコストの縮減、造材作業システムの工夫、枝条整理等)

(3)環境への配慮(残存木の保全、集材路の土砂流出対策、路網の使用、生物多様性保全等)

(4)その他

## 4. 事業計画（協定事項）

年度	素材生産計画							製品加工計画(共同申請の場合のみ)					
	材種	樹種	納入 予定先	用途 (概略)	用途 番号	納入 予定 数量	備考	用途 番号	最終製品 (詳細)	原木消費 (受入) 予定量	最終製品 生産予定量	備考	
(元号) 年度	一般材												
		計											
	パルプ												
		計											
	その他												
		計											
	合計												
	(元号) 年度	一般材											
計													
パルプ													
		計											
その他													
		計											
合計													
(元号) 年度		一般材											
	計												
	パルプ												
		計											
	その他												
		計											
	合計												

注) 「素材生産計画」における「用途」と「製品加工計画」における「最終製品」との関連がわかるように共通する「用途番号」を付してください。



## 提案実施報告書

提案内容等	第1回報告	第2回報告	第3回報告
(1)協定販売の目的を達成するための取組み(伐採木の利用・流通に係る取組を含む。)			
(2)生産性の向上(施業の集約化・効率化によるコストの縮減、造材作業システムの工夫、枝条整理等)			
(3)環境への配慮(残存木の保全、集材路の土砂流出対策、路網の使用、生物多様性保全等)			
(4)その他			



# 協定販売実施の要請について

道では、道有林から産出する木材について、道と素材生産業者や木材加工業者等が協定を締結し、協定締結者に対して安定的に当該木材を供給することにより、道産木材の需要拡大や安定供給体制の構築等に資することを目的とした協定販売を実施しています。

下記の実施要件に該当する取組について、木材加工業者や地域材ユーザーは、道に対して協定販売の実施を要請できますので、ご利用ください。

## 1 実施要件

- (1) 木材の付加価値を高める新たな技術を活用・開発し、道産木材の需要や販路の拡大を図る場合  
木材加工工場等の新設・増設に伴って木材の付加価値を高める新たな生産ラインを導入する場合や、新たに開発された技術を活用して加工・生産を行う場合を対象とします。
- (2) 森林認証材など広域的な地域のブランド材を普及・開発し道産木材の需要促進を図る場合  
新たな製品やブランド材の開発等に地域と連携して取り組む場合や、森林認証材の流通量の拡大や販売促進に取り組む場合、道南スギなど地域性の高い木材の需要拡大に取り組む場合を対象とします。
- (3) 公共建築物や店舗、住宅等の建築に使用するなど地材地消を図る場合  
地域で産出する木材を用いて公共建築物や店舗、住宅等を建築し、地域の振興等につながる取組を行う場合を対象とします。
- (4) 道産建築材の供給拡大を図る場合  
道産木材を用いた建築材の生産割合を増やすなど、道産建築材の需要拡大に取り組む場合を対象とします。

## 2 要請できる者の要件

- (1) 木材加工業者  
素材(丸太)から一般製材、単板、合板又は集成材等の木材・木製品等を製造する者。
- (2) 地域材ユーザー  
道産木材を活用して公共建築物や市町村営住宅等を建てようとする地方公共団体及び設計・施工事業者、又は道産木材を活用した店舗や住宅等を建てようとする設計・施工事業者等(森林認証材の普及等を目的とした協定販売の場合は、木材加工等に関するCoC認証を取得していること。)

## 3 要請の方法

協定販売実施願(別記様式第1号様式)に必要事項を記入の上、協定販売の実施を希望する森林室に提出してください。

#### 4 協定販売の概要

- (1) 道が協定販売実施願の内容を審査し、協定販売を実施することが適当と認めた場合は、必要とする木材の種類及び数量が産出される森林を選定し、その森林の立木を購入する素材生産業者を公募します。
- (2) 応募した素材生産業者の中から、木材の利用・流通や効率的な木材生産等に関して最良の企画提案を行った者を選定し、当該素材生産業者、木材加工業者、地域材ユーザー及び道の間で3者又は4者による協定を締結します。
- (3) 協定に基づき、道が素材生産業者に立木を計画的に販売するとともに、素材生産業者は木材加工業者に素材(丸太)を、木材加工業者は地域材ユーザーに木材製品を納入します。
- (4) 木材加工業者は毎年度、地域材ユーザーは協定終了後に協定販売の実施結果について道に報告していただきます。

#### 5 注意事項

- (1) 協定販売実施願の提出時期や森林室における伐採計画等の状況により、協定の締結や立木の販売に長期間を要する場合があります。
- (2) 協定書案や実施要件の詳細等は、道有林野産物協定販売実施要領をご覧ください。
- (3) 道は、素材生産業者のみを公募しますので、地域材ユーザーが協定販売実施願を提出する場合は、事前に協定に参加できる木材加工業者を選定し、共同で提出してください。
- (4) 協定締結者となる素材生産業者は、道が応募者の中から最良の企画提案を行った者を公正中立に選定しますので、協定販売実施願を提出した者が自ら当該素材生産業者を選定することはできません。
- (5) 道は、協定締結者となる素材生産業者と木材加工業者又は地域材ユーザーとの間の素材(丸太)や木材製品の取引に関する斡旋、仲介、介入等は一切行いませんので、事前に当事者間で取り決めを行うなどしてトラブルのないようにしてください。
- (6) 素材生産業者を公募する際、木材加工業者及び地域材ユーザーの会社名や連絡先等の情報を併せて公表しますので、応募しようとする素材生産業者から取引価格等に関して事前に相談等がある場合があります。
- (7) 公募の結果、応募した者がいないなど素材生産業者を選定することができなかった場合は、協定販売実施願を提出した者と協議の上、当該協定販売のその後の取扱いについて決定します。

#### お問い合わせ先

名 称 北海道●●(総合)振興局●●森林室森林整備課森林整備係 担当:●●  
所 在 地 ●●市●●町●● (〒000-0000)  
電話番号 000-000-0000 ファクシミリ 000-0000-0000